

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

令和7年6月23日

茨城県公安委員会委員長 藤 川 雅 海

1 講習種別

法第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習

2 講習期間、抽選申込期間、抽選結果通知期間、書類申請期間及び定員

講習期間	抽選申込期間	抽選結果通知期間	書類申請期間	定員
令和7年10月27日 (月)～30日(木) (4日間)	令和7年8月25日 (月)～29日(金) (5日間)	令和7年9月9日 (火)～10日(水) (2日間)	令和7年9月29日 (月)～10月3日(金) (5日間)	10名

3 講習場所

茨城県水戸市下国井町2201番地1

J Aグループ茨城教育センター

4 受講申込手続

(1) 抽選申込方法

受講を希望する者は、抽選申込期間中に、講習抽選申込書（別紙）を作成し、

〒310-8550 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県警察本部生活安全総務課許可等事務担当室警備業係

宛てに郵送で送付すること。（同期間中の消印有効）

(2) 受講予定者の抽選及び確定方法

生活安全総務課において、抽選結果通知期間の初日に抽選を行い、受講予定者を決定する。ただし、受講予定者については、その8割を、茨城県内に住所地を有する者又は警備員として茨城県内の警備業営業所に所属している者の優先枠とする。

(3) 抽選結果の通知

抽選結果通知期間中に、受講予定者に電話連絡し、受付番号を通知する。

なお、抽選に漏れた受講希望者に対する連絡は行わない。

(4) 受講申込書の提出方法等

ア 受講申込方法

受付番号を取得した受講予定者は、書類申請期間中の午前9時から午後4時までの間に、茨城県内の警察署生活安全課(係)に後掲イの書類を提出すること。

※ 郵送による提出は認めない。

イ 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書(6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼り付けたもの)1通

ウ 受講手数料及び納付方法

(ア) 受講手数料 39,000円

(イ) 受講申込書提出の際、各講習の手数料を茨城県収入証紙により納付すること。

なお、納付を受けた受講手数料は返還しない。

5 受講時の携行品

筆記具、警備業関係法令集等、昼食

6 講習の委託

本講習は、一般社団法人茨城県警備業協会に委託して実施する。

7 その他

- (1) 本講習終了後、修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対して、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。
- (2) 諸事情により、予定どおり講習を実施できない場合は、講習の中止又は延期、定員の削減等の措置を行う。
- (3) 不明な点については、茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課警備業係(電話029-301-0110内線3066又は3067)に問い合わせること。